「月刊経理WOMAN」2022年12月号には こんな記事が掲載されています！

皆さん、こんにちは。編集長の天野恵実子です。今回のDMをご覧いただいてありがとうございます。本誌「月刊経理WOMAN」の創刊は今から26年前の1996年4月のことです。以前私は別な出版社で経理・税務の雑誌を編集していたのですが、「経理や税金の記事は難しいなあ…」「もう少しビギナー経理でも理解できるようにやさしく解説できないのかなあ…」と常々疑問に思っていました。そこで**税務や社会保険についてビギナーの経理・税務・総務担当の方でも理解できるよう、できるだけ分かりやすく解説することをコンセプトに創刊されたのが「月刊経理WOMAN」なのです**。創刊当時は、難しい専門的な知識を分かりやすく執筆いただける税理士・社会保険労務士・弁護士の先生方を必死に探したものです。そして創刊からあっという間に26年が過ぎましたが、おかげさまで現在、全国4万人の経理総務ご担当者にご愛読をいただいています。

さて、その「月刊経理WOMAN」2022年12月号の特集企画では、**「決算3ヵ月前にできる『節税対策』あの手この手」**を掲載しています。会社が事業を行ない、その結果として利益が出れば税金を払うのは当然のことです。しかし、その一方で「できるだけ税金を減らしたい」と考えるのも人情でしょう。**少しでも支払う税金が減れば、それだけ会社の資金繰りは楽になります**。脱税は論外ですが、正しい節税を行なうべき理由はそこにあります。そして会計や税金の知識のない社長に節税策をアドバイスするのは、経理担当者の務めでもあります。**12月号の特集では、節税のための基本知識から、決算直前にできる節税対策までを多角的に解説しています**。

特集 無駄な税金を減らし　手元資金を増やす!!

決算3カ月前にできる「節税対策」あの手この手

節税には「良い節税」と「悪い節税」があることをご存じでしょうか？　一番「良い節税」は、「税金が減って、会社のお金が出ていかない節税」ですが、そんな便利な方法は残念ながら数多くありませんし、また、お金が出ていくからすべて一概に「悪い節税」というわけでもありません。

本特集では、決算前にできる節税を**「税金は減るが、同時に会社のお金も出ていく節税」「会社のお金は出ていって、税金は繰り延べられるだけの節税」「会社のお金は出ていかないが、税金が繰り延べられるだけの節税」「税金が減って、しかも会社のお金も出ていかない節税」**の4つのパターンに分けて徹底解説しました。ぜひ参考にしてください!!

別冊付録 令和4年版「年末調整まるかじり」

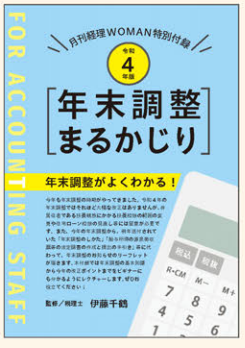

今年も年末調整の時期がやってきました。令和4年の年末調整ではそれほど大幅な改正はありませんが、令和5年分から適用される、非居住者である扶養親族にかかる扶養控除の範囲の変更や住宅ローン控除の改正等には留意が必要です。また、今年の年末調整から、例年送付されていた「年末調整のしかた」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」等に代わって、年末調整のお知らせのリーフレットが届きます。**本付録では年末調整の基本知識から今年の改正ポイントまでをビギナーにも分かるようにレクチャーしています**。ぜひお役立てください!